

(単位:円/税込)

施設	面積 (㎡)	利用時間 区分	1日			6日間 (火曜日～日曜日)	備考	
			10時～18時					
①メインギャラリー	545					360,000	※備考7	
②サブギャラリー (AB全面)	128		14,000			84,000		
③キューブホール	175		18,000					
施設	面積 (㎡)	利用時間 区分	1日 10時～18時	午前 10時～12時	午後1 13時～15時	午後2 16時～18時		
アトリエ	57		6,000	2,000	2,000	2,000		
ホワイエの一部 (共用スペース)	41		6,000	2,000	2,000	2,000		
ライブラリーの一部 (共用スペース)	62		9,000	3,000	3,000	3,000		
おおやね広場 (共用スペース)	225		2,700	900	900	900		
屋上庭園(芝生部分) (共用スペース)	475		5,700	1,900	1,900	1,900		

施設	面積 (㎡)	1日 10時～18時	午前 10時～12時	午後1 13時～15時	午後2 16時～18時		備考
会議室	33	3,900	1,300	1,300	1,300		

庭園利用料金 (変更なし)

(単位:円/税込)

行為名	貸出し単価	時間	利用料金	備考
行商、募金、出店その他これらに類する行為	1㎡	1日	650	
興行及び競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部(ガーデンハウスを除く)を利用すること。	1㎡	1時間	2	一件の利用料金の金額が100円未満のときは、100円とする。
業として写真を撮影すること	—	1日	1,949	
業として映画(動画)を撮影すること	—	1日	7,777	

備考:

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいいます。
- 2 上記は宝塚市民料金です。市民には伊丹市、川西市、三田市及び猪名川町内に在住する者を含みます。
- 3 備考2の市民以外の者が利用するときは、メインギャラリー、サブギャラリー、キューブホール、アトリエ及び会議室は、この表に定める利用料の10割に相当する額を加算します。
- 4 利用時間の区分をまたがって利用する場合は、それぞれの区分の利用料金の合計とし、連続して利用することができます。
- 5 上記の料金には備品、電気代を含みます。
- 6 庭園利用については、8時間分の利用金額を1日の上限金額とし、1日9時間以上の利用の場合は上限金額を適用します。(1日とは午前0時から翌午前0時までの間)
- 7 メインギャラリー、サブギャラリー、キューブホールの1週間単位の貸出しは、指定管理者の指定する単位(おおむね6日間)となり、原則休館日と休館日の間の期間とします。ただし、祝日開館等により、貸出日数が増減する場合は、日数及び曜日に応じて、1日単位の利用料金を増減額するものとします。